

## ガス事業制度検討ワーキンググループの設置について

平成30年9月  
資源エネルギー庁

平成29年4月のガス小売全面自由化から1年半近くが経過し、大都市圏などにおいてガス小売事業者の新規参入がみられ、また各地で新たなサービスや料金メニューが出現するなど一定の成果が出ている。こうした状況を踏まえつつ、①天然ガスの安定供給の確保、②ガス料金の最大限抑制、③利用メニューの多様化と事業機会拡大、④天然ガス利用方法の拡大を目的とするガスシステム改革をさらに推進することが重要である。

平成30年7月3日に閣議決定されたエネルギー基本計画においても、ガス小売全面自由化の進捗状況も踏まえ、ガス取引の活性化に向けた施策等の検討を進め、より競争的な市場環境を整備することとされている。

また、小売全面自由化前の制度設計において一部継続検討課題とされていた卸取引、一括受ガスや熱量調整の在り方、LNG基地利用といった具体的テーマについて事業者等から検討ニーズが示されており、平成30年6月15日に閣議決定された規制改革実施計画においても、ガス小売市場における競争促進の観点から各種テーマについて検討を進めることとされている。

こうした状況を踏まえ、今後、ガス事業制度の在り方について、専門的な見地から詳細な検討を進める必要がある。

このため、総合資源エネルギー調査会電力・ガス基本政策小委員会の下に、「ガス事業制度検討ワーキンググループ」を設置する。

同ワーキンググループにおいては、各施策の実効性を高めるため、新たに参入した事業者や需要家等の幅広い関係者に意見を求めつつ、施策の検討を進めていくこととする。